

令和8(2026)年度食べて元気に食育実践事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する令和8(2026)年度食べて元気に食育実践事業（以下「本事業」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8(2026)年度食べて元気に食育実践事業

2 委託業務の目的

「食育キャプテン」制度を活用した、スポーツと食を関連付けた子どもたちに親しみやすい食育活動を展開し、この取組を通じて、県民の食と農への興味・関心を高め、県産農産物等を日常生活に積極的に取り入れながら、健康で心豊かな食生活の実践に繋がるよう意識の醸成に結びつける。

※「食育キャプテン」とは、甲が食育活動を委嘱している以下のプロ・アマスポーツ7チームを指す。

栃木サッカークラブ／宇都宮ブルックス／H.C. 栃木日光アイスバックス／宇都宮ブリツェン／栃木ゴールデンブレーブス／Honda Reverta(ソフトボール部)／グラクソ・スミスクラインオレンジユナイテッド(女子ホッケー部)

3 委託予定期間

契約締結日から令和9(2027)年3月19日(金)まで

4 本事業における食育のテーマ

- ・テーマは「バランスのとれた食生活」を原案とし、契約開始後2週間を目安に甲が決定する。
- ・乙は、代替テーマ案を3案程度提示すること。
- ・なお、設定したテーマを通して、誰もが共感し食育の実践に繋がるように事業全体を進行すること。

5 業務の内容

乙は、以下の業務を実施するものとする。

なお、提案書には、より効果的な実施に繋がる具体的手法を明記して提案すること。

(1) 新チームへの食育キャプテン委嘱式の運営

以下の3チームへ新たに委嘱するため、委嘱式開催に向けた調整及び当日の運営。

ア 〈新たに委嘱するチーム〉

- レーヴィス栃木(男子バレー)
- 三重ホンダヒート(男子ラグビー)

- 栃木シティ（男子サッカー）

イ 日時：令和8（2026）年6月6日（土）

ウ 会場：第21回食育推進全国大会inとちぎメインステージ

エ 内容：各チームとの調整、台本・進行表・役割分担表・広報計画等の作成及び出席が不可となったチームの動画の企画、撮影及び編集。

(2) オリジナルおにぎりレシピの開発

- ・以下の条件を踏まえた、栃木県産米を使用したオリジナルおにぎりレシピ（以下、レシピという。）の開発。

- 栃木県産米を使用すること。
- 食育キャプテンが活動する拠点地域の農産物等を活用すること。
- 可能な限り簡易的なものとし、親子で協力して作れるものとする。
- 管理栄養士やフードコーディネーター、料理研究家等をレシピコーディネーターとして起用し、食育キャプテン等と連携しながら開発に取り組むこと。
- アレルゲン表示を行うこと。

ア 開発期間

事業着手から3～4か月程度での完成を目指す。

イ 開発チーム

新たに委嘱するチームから1チームとする。

(3) 情報誌への記事掲載

- ・以下の条件を踏まえた記事の、企画・取材・撮影・原稿の作成、情報誌への掲載。
- 新たに委嘱を行うチームも含めた食育キャプテンを起用すること。
- 4 本事業における食育のテーマを取り上げ、食事の重要性を学べる記事を掲載すること。
- 当該テーマ以外にも、地産地消の観点から、食育キャプテンの活動拠点地域の旬の食材や特産農産物等を用いた健康的な食事の紹介、(2)のレシピなど、親子で県産農産物等と食に対する理解促進及び普及啓発が図れる構成とすること。

ア 掲載時期

レシピの開発から令和9（2027）年2月まで

イ 回数

1回以上

ウ 掲載サイズ

1ページ以上とし、甲と協議の上決定すること。

(4) SNSを活用した情報発信

- ・以下の条件を踏まえた、食育キャプテンによる情報発信に向けた調整、情報発信計画、投稿原稿・画像及び動画の作成、実績レポートの作成。
- 食育キャプテンからファンに向けて、所属チーム公式または選手個人のアカウントによる情報発信を行うこと。
- 情報発信の内容は、主に4 本事業における食育のテーマで設定したものとし、食育

キャプテン自らの食に関するエピソードや取組等とする。

- ▶ Instagramでの投稿の場合は、フィード投稿とする。
- ▶ 「#(ハッシュタグ)食育キャプテン」を用いて発信し、認知度向上を図ること。
- ▶ 各チームのシーズンを考慮し、情報発信のタイミングについて事前に十分な戦略を立て、調整すること。

ア 発信時期

事業開始から令和9(2027)年2月まで

イ 回数

5回程度

(5) 親子向け食育教室の開催

- ・以下の条件を踏まえた、プログラムの考案、講師・会場手配、教材・衛生計画、参加者募集・受付・当日運営、アンケートの実施、集計、分析。
 - ▶ 対象者が実際に参加・体験（農作業体験、スポーツ体験等）できるなど飽きずに楽しめる内容とすること。
 - ▶ 本事業で連携する食育キャプテンが可能な限り参加できるよう調整すること。

ア 開催時期

レシピの開発から令和9(2027)年2月までの間

イ 回数

1回以上

ウ 対象

スポーツと食に関心のある親子（1回あたり50名程度）

エ 場所

栃木県内で企画内容を効果的に実施できる場所

(6) 県内イベント等への出展

- ・以下の条件を踏まえた出展イベントの提案、ブースの装飾、運営及びアンケートの実施、集計、分析。
なお、試食等を実施する場合は、会場の管理者等と調整し関係法令を遵守するとともに、必要に応じて関係機関等と調整すること。
 - ▶ 開発したおにぎり（またはそのレシピ）を活用し、県産農産物と食に対する理解促進が図れる内容であること。

ア 開催時期

レシピの開発から令和9(2027)年2月までの間

イ 回数

1回以上

ウ 対象

イベント来場者または小学生

(7) ポスターの作成、配布

- ・以下の条件を踏まえた、業務実施時に活用可能なポスターの企画立案、デザイン、原稿作

成、レイアウト、編集、校正、配布など必要なすべての作業の実施。

- ▶ 新たに委嘱を行う3チームを含めること
- ▶ 食べて強くなろうプロジェクトの主旨が伝わること
- ▶ 各チームのユニフォームを着用した食育キャプテン仕様のとちまるくん、食べて強くなろう！の合言葉「おにぎり」を含めること

ア 仕様

- (ア) サイズ：B2判横又は縦
- (イ) 指定紙：コート紙 135kg相当
- (ウ) 刷色：カラー（4色）
- (エ) デザイン：文字、イラスト、写真等

イ 校正

初校、再校、最終校の3回(色校正は別途実施)

ウ 部数

500部（目安）

(8) 啓発資材の作成

- ・以下の条件を踏まえた、企画立案、デザイン、原稿作成、レイアウト、編集、校正、配布など必要なすべての作業の実施。
 - ▶ タペストリー、腕章、のぼり等、食育活動が効果的に行える内容とすること
 - ▶ 食べて強くなろうプロジェクトの主旨が伝わること
 - ▶ 新たに委嘱するチームのユニフォームを着用したとちまるくんを含めること
 - ▶ 食べて強くなろう！の合言葉「おにぎり」を含めること

6 実施計画書の提出

乙は、契約締結後遅滞なく、甲と協議の上、仕様書に基づいて委託業務の具体的な実施計画を作成し、甲に「実施計画書」（任意様式）として提出すること。

7 成果物及び提出期限

(1) 提出物

- ア 実績報告書
- イ 業務実施にあたり作成したデータ一式、制作物等

(2) 提出場所

栃木県農政部農政課

(3) 提出期限

令和9(2027)年3月19日(金)

8 実施状況の報告等

甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

9 権利の帰属

- (1) 本事業における制作物の一切の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれる場合には、契約の段階で協議の上、定めるものとする。その場合は、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (2) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

10 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務完了検査後の精算払とする。

11 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、本仕様書の範囲において甲と乙が協議を重ねながら実施し、進捗状況を綿密に甲に報告すること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。なお、個人情報及び情報セキュリティの取扱いについては、別記 1「個人情報取扱特記事項」及び別記 2「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 乙は、受託業務にあたり必要な取材、撮影一切（以下「取材等」という。）を実施するものとし、取材等に際し使用料、出演料、謝礼等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。また、取材等を行う場合は、事前に施設等の管理者等に取材等の許可を得ること。
- (4) 乙は、この契約による業務を第三者に譲渡又は再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。
- (5) 乙は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、甲と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- (6) なお、本件は令和 8 年度予算が成立することを条件としており、当該契約に係る令和 8 年度の予算成立が 4 月 1 日以降となった場合、契約締結は予算成立日以降とする。また、本業務は国の交付金を活用し実施する事業であり、交付決定がなされなかった場合又は減額されたときは、このプロポーザルの変更、中止等を行うことがある。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第 3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第 4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第 6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第 7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第 9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第 10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第 11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第 13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第 14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

情報セキュリティ特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、甲が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に関係する栃木県情報セキュリティ基本方針、栃木県情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の項目を遵守して、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(業務の責任者及び従事者)

第2条 乙は、情報セキュリティ対策を適正に実施するために必要な体制を整備し、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第3条 乙は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施してはならない。
2 乙は、特定した場所をあらかじめ甲に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。
3 乙は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報資産を持ち出してはならない。ただし、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(情報へのアクセス)

第4条 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。
2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた情報資産を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う情報の範囲を明確にするとともに、情報に対するアクセス権限を必要最小限の範囲で適切に設定しなければならない。

(技術的安全管理措置)

第5条 乙は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) アクセス制御
- (2) アクセス者の識別と認証
- (3) 外部からの不正アクセス等の防止
- (4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

(教育の実施)

第6条 乙は、この契約による業務の従事者及び関係する役員等に対し、この情報セキュリティ特記事項（以下「この特記事項」という。）その他この契約で定められた乙が遵守すべき事項を周知するとともに、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による業務の適正な履行に必要な教育を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、第三者に提供（口頭又は閲覧による提供を含む。以下同じ。）し、又は漏えいしてはならない。
(1) 甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた有形無形の情報
(2) この契約による業務に関して知り得た有形無形の情報

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
- (1) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に公知の情報
 - (2) 甲から提供を受けた後又はこの契約による業務に関して知り得た後、乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
 - (3) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に乙が正当な手段で入手し、保有している情報であって、この契約とは別に秘密保持の対象となっていないもの
 - (4) 甲から提供を受けた情報又はこの契約による業務に関して知り得た情報によらないで、乙が独自に創作した情報
- 3 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報について、この契約による業務を処理するために知る必要のある自己の役員及び従業員を特定し、それらの者以外に提供し、又は漏えいしてはならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 乙は、甲の指示がある場合を除き、秘密情報をこの契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(第三者への秘密情報の提供)

第10条 乙は、第7条の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、秘密情報を第三者に提供することができる。

- 2 乙は、前項の規定により秘密情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対し、この特記事項で定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。
- 3 乙は、第1項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その必要の限度において、秘密情報を第三者に提供することができる。
 - (1) 法令に基づき提供が求められた場合
 - (2) 合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他乙に対して本契約に基づき乙が甲に負うのと同等以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合
- 4 乙は、前項の規定により秘密情報を提供するときは、予め（やむを得ない場合にあっては、提供後速やかに）甲に対し、当該提供する内容を通知しなければならない。

(再委託)

第11条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による業務を自ら行い、第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 この契約による業務を第三者に再委託する場合において、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負うものとする。
- 3 この契約による業務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(資料等の返却、廃棄等)

第12条 乙は、この契約による業務において取り扱った情報資産及び甲から提供を受けた情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に返却し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

2 乙は、この契約による業務に関して、乙自らが収集し、又は作成した情報及び情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に引き渡し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、この契約に基づき乙が実施する情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生したとき、その他情報セキュリティ上の懸念事項を把握したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、情報セキュリティ対策の履行状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、乙及び再委託先について、監査又は検査を行うことができる。

(指示)

第15条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第16条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することができる。

(契約解除)

第17条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約の解除をすることができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙若しくは再委託先が、故意又は過失によりこの特記事項の内容に違反したこと、又は怠ったことにより、甲に損害が発生したと認めるときは、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。第10条第1項の規定により乙が秘密情報を提供した第三者が秘密保持義務に違反したことにより甲に損害が発生したときも、同様とする。

(存続条項)

第19条 第7条、第8条、第9条、第10条、第18条、第20条、第21条及び本条は、この契約が終了し又は解除された後も、引き続き効力を有する。

(裁判管轄)

第20条 この特記事項について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この特記事項に定めのない事項及びこの特記事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。